

○財務省告示第九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成三十年十二月十二日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年一月十一日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（三十年）（第六十  
回）  
二 発行の根拠  
法律及びその  
法律第二十三号）第四十七条第  
一  
三 振替法の適  
用等  
四 発行方法

社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした  
後に行われる入札であって、財  
務大臣が各国債市場特別参加者

五

募方

入札競争の

イ

入札競争

ロ

特別参加場

者特別参加場

非者特別参加場

争入札

行及

債市

別参加者

・第II非

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

ごとの応募限度額を定めるもの  
 による発行（以下、国債市場の特  
 別参加者・第II非価格競争入札  
 発行と）  
 各申込みのうち応募価格の高い  
 ものである。そのうち応募価格の  
 当てる。特別参加者ごとの応募  
 各債市場特別参加者ごとの応募  
 募集限度額の範囲内にあって各申  
 込みの応募額を割り当てる。

六

イ

発

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

入札

価格競争

額、金額で五千六百五十七億円  
 うち、財政法第四十一条の規  
 定に基づき発行した利付国債に  
 ついては、第五万七千三百億  
 千八百五十万七千円、特別計  
 関する法律第四十七条第一項  
 の規定に基づき発行した利付  
 規、定する法律第四十七条第一  
 に、ついで、第六百五  
 十、三億八千五百五十万  
 財政法第四十一条の規定に基  
 づき発行した利付国債に  
 て、額面金額で千三百三十五億

十 一		九		八		ハ		ロ		七		ハ													
イ	一	振	額	最	低	行	争	非	者	特	国	入	札	格	競	争	行	争	非	者	特	国	行	争	非
価	格	替	単	位	額	札	登	格	第	参	債	札	登	格	第	参	債	札	登	格	第	参	債	札	登
競	争	位	位	金	金	登	登	競	Ⅱ	加	場	登	競	Ⅰ	加	場	登	競	登	競	Ⅱ	加	場	登	競
額	面	の	振	五	七	千	五	七	百	十	七	億	八	千	五	百	万	円	で	七	百	億	円	に	つ
面	金	の	替	万	七	千	千	七	百	十	七	億	八	千	五	百	万	円	七	百	億	円	に	つ	い
金	額	記	法	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
額	百	載	の	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
百	円	又	規	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
円	に	は	定	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
五	十	は	に	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
十	二	最	よ	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
五	十	低	る	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
十	二	額	も	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
十	二	の	の	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
十	二	と	金	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
額	面	の	振	五	七	千	五	七	百	十	七	億	八	千	五	百	万	円	で	七	百	億	円	に	つ
面	金	の	替	万	七	千	千	七	百	十	七	億	八	千	五	百	万	円	七	百	億	円	に	つ	い
金	額	記	法	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
額	百	載	の	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
百	円	又	規	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
円	に	は	定	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
五	十	は	に	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
十	二	最	よ	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
五	十	低	る	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
十	二	額	も	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
十	二	の	の	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て
十	二	と	金	円	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	円	十	億	円	に	つ	い	て

ロ

入札発行  
国債市場  
特別参加  
者・別加  
非格第I  
争入札競  
行及び札  
債市場特  
別参加者  
・別格第  
入札競争  
利率  
経過子  
の払込み

十三

十四

初期利子

十五

第二期利子

五銭以上  
の  
額面金額  
百円につき  
二百五十

年〇・九パーセント  
募入決定の通知を受けた者は、  
払込金額に追加、次の算式によ  
り算出した金額を第二十号に規  
定する期日に払い込むものとす  
る。

$$\text{償還金額の総額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{83}{365}$$

平成三十一年三月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 還 還  
日 加 支 金 期 限

平 財 日 額 平  
成 務 本 面 成  
三 大 銀 金 六  
十 臣 行 額 十  
年 か 百 年  
十 通 円 九  
二 知 を につ 月  
月 受 受 百 二  
十 け け 百 十  
二 け け 円 日  
日 者 者 者